

# 社会保険おきなわ

2018.3 No.473

## 今月の記事

### 個人番号による各種届出が始まります!

(マイナンバー)

P2 従業員を採用した場合  
従業員が退職した場合

P3 従業員が異動した場合

### 協会けんぽ沖縄支部からのお知らせ

P4 平成30年度の保険料率が変わります

P5 退職後の健康保険加入のご案内

### 年金事務所からのお知らせ

国民年金への変更手続きはお済みですか? P6

従業員が退職・被保険者資格を喪失した時は  
「資格喪失証明書」作成し交付してください P7

### 宿泊施設 P8 優待利用(割引) のご案内!!

※協会費の納入について口座振替のご案内  
(フライヤー)

(フライヤー)

※働き方改革セミナー  
～「笑顔」の職場づくりのために～  
上司のトリセツ・部下のトリセツ

職場内で回覧しましょう

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----



# 年金事務所 からののお知らせです。

## 個人番号による各種

### 従業員を採用した場合



事業主は5日以内に『健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届』を提出しなければなりません。また、扶養者がいる場合は同時に『健康保険被扶養者(異動)届』も必要になります。

フリガナ、新旧漢字を楷書で記入(年金手帳の漢字が違っている場合は氏名変更届を提出)

もれのないように

個人番号もしくは年金手帳を確認して記入  
年金手帳を紛失のときは「年金手帳再交付申請書」を同時提出。添付がなければ資格取得届を受理できません。

支給総額の見込み額  
1ヶ月分の給与支払見込み額を記入

#### 【資格取得届記載例】

被保険者資格取得届		70歳以上被用者該当届	
個人番号	8201-あああ	01234	
氏名	ネン キン	イチ ロウ	520916
フリガナ	年金	一郎	300401
生年月日	123456789012		
月額給与	198000		
月額賞与	0	198000	

アパートやマンション名のフリガナは必ず記入

受付日より60日以上さかのぼるときは、取得した月の賃金台帳、出勤簿の写(役員は議事録も)を添付

個人番号を記入せず、住所欄に住所を記入する場合で、住民票上の住所を記入できない場合は、「理由」欄に住民票上の住所を記入できない理由に○をつけてください。住民票住所以外の居所等の登録を希望の場合は、別途『被保険者住所変更届』を提出してください。

### 従業員が退職した場合



事業主は5日以内に『健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届』を提出しなければなりません。その際は必ず健康保険証を添付しなければなりません。添付できない場合は『被保険者証滅失届』または『被保険者証回収不能届』を提出して下さい。また、健康保険証については、資格を喪失した日から無効になります。

※被扶養者の保険証もすべて添付します。  
70歳以上の方は高齢受給者証も添付します。

退職した日の翌日を記入する  
60日以上さかのぼるときは賃金台帳、出勤簿の写(役員は議事録も)添付

#### 【資格喪失届記載例】

被保険者資格喪失届		70歳以上被用者不該当届	
個人番号	8201-あああ	01234	
氏名	ネン キン	ハナ コ	500911
フリガナ	年金	花子	300401
生年月日	234567890123		
退職日			30 3 31

退職日を記入

年金事務所 からののお知らせです。

届出が始まります！

従業員が異動した場合



【被扶養者(異動)届記載例】

様式コード 2202	協会管掌事務所用	届出種別 被扶養者(異動)届	届出番号 第3号被保険者関係届	
平成 年 月 日届出	事業主 番号 8201-あああ	事業主 氏名 [空欄]	事業主 電話番号 [空欄]	受付印
被扶養者 氏名 年金 一郎	生年月日 520916	性別 男	収入 280万円	扶養 123456789012
配偶者 氏名 年金 花子	生年月日 500911	性別 女	収入 106万円	扶養 234567890123
配偶者以外 氏名 年金 太郎	生年月日 191201	性別 男	収入 0円	扶養 345678901234
配偶者以外 氏名 年金 年子	生年月日 201026	性別 女	年金 73万円	扶養 456789012345

「高1、大学2」など  
学生の場合は学年を記入

退職の翌日、出生日

失業保険、年金など

もれのないように

用紙はホームページから！(日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>)

資格取得届や資格喪失届は多数の場合CD・DVDでの届出も可能です。

お問い合わせ先は

各年金事務所の適用調査(徴収)課です。  
(自動音声案内2番→2番)

那 覇 098-855-1111

名 護 0980-52-2522

浦 添 098-877-0343

平 良 0980-72-3650

コ ザ 098-933-2267

石 垣 0980-82-9211

**協会けんぽ沖縄支部** からののお知らせです。

**平成30年度の保険料率が変わります**

協会けんぽ沖縄支部の平成30年3月分(4月納付分)からの健康保険料率および介護保険料率が以下のとおり改定されますのでお知らせします。

※任意継続被保険者の方の保険料率は平成30年4月分(4月納付分)から適用されます。

**健康保険料率(沖縄支部)**



※健康保険料率は加入している都道府県支部毎に異なります。

**介護保険料率(全国一律)**



※40~64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料に介護保険料が加わります。

**平成30年度からインセンティブ制度を導入**

2年後の都道府県保険料率に反映、病気の予防・健康づくり等の取り組みを重視

協会けんぽの健康保険料率は、都道府県支部ごとの加入者様の医療費に基づいて算出されていますが、加入者の皆さまが高齢者となった際の将来的な医療費の適正化のため、平成30年度から後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率(0.004%)が設定され、平成32年度の健康保険料率に反映されます。

都道府県支部ごとの特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などを評価し、その結果がランキングの上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって保険料率が引き下げられます。

協会けんぽの健康保険料は、加入者の皆さまの医療費等に約6割、高齢者の医療費を支えるための拠出金等に約4割が使われています。加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが保険料率の上昇を抑える大きな力となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

◀ 保険料率に関するお問い合わせ先 企画総務グループ ☎098-951-2246 ▶

健康保険事務ご担当の皆さまへ

**退職で資格喪失される方の**

**保険証の回収にご協力をお願いします!**

在職時の保険証が使用できるのは、**退職日まで**です

- 退職される方から保険証を**ご家族の分も含めて全て回収**し、資格喪失届に添付して5日以内に日本年金機構福岡広域事務センターへ提出をお願いします。
- 退職をされる方が、国民健康保険等に加入するための手続きをスムーズに行えるよう、「資格喪失証明書」の交付をお願いします。  
(資格喪失証明書の様式例を協会けんぽ沖縄支部ホームページに掲載しています。)

◀ 保険証に関するお問い合わせ先 業務グループ ☎098-951-2282 ▶

# 協会けんぽ沖縄支部 からののお知らせです。

## 退職後の健康保険加入のご案内

退職後の健康保険は、「健康保険任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険の扶養」の3つの健康保険から選択することになります。

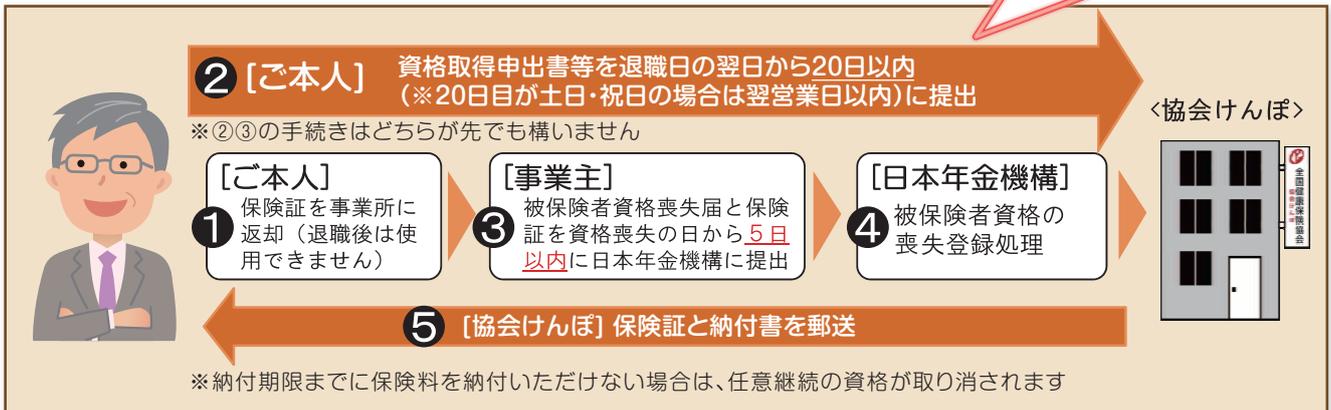
毎月納める保険料の金額等を比較のうえ、選択された健康保険の加入手続きをお願いします。

※健康保険組合または共済組合に加入している方の任意継続については、ご加入の組合にお問い合わせください。

<b>加入先</b>	協会けんぽの健康保険任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)
<b>手続き先</b>	お住まいの協会けんぽ都道府県支部	お住まいの市町村役場の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
<b>加入条件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●退職日まで継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること</li> <li>●退職日の翌日から20日以内に手続きすること(郵送の場合は必着)</li> </ul>	お住まいの市町村役場の国民健康保険担当課にお問い合わせください	扶養の条件を満たしている必要がありますのでご家族の勤務先にお問い合わせください
<b>保険料</b>	<p><b>退職時に控除されていた健康保険料の2倍の額</b></p> <p>※保険料には上限があります(標準報酬月額28万円の保険料が上限となります)</p> <p>※お住まいの都道府県の保険料率が適用になることから、2倍の金額にならない場合があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります</li> <li>●保険料の減免制度があります</li> <li>●お住まいの市町村役場で保険料が異なります</li> <li>●保険料は、原則、毎年度変更になります</li> </ul>	被扶養者としての保険料負担は原則ありません

郵送の場合は、必ず20日以内に到着するようにご注意ください。

### 《任意継続の保険証が届くまでの流れ》



②の任意継続の手続きが済んでいても、③および④の処理がされていないと任意継続の保険証を交付することができません。



《任意継続に関するお問い合わせ先 業務グループ ☎098-951-2282》

**全国健康保険協会 沖縄支部**

協会けんぽ

協会けんぽ 沖縄

検索

〒900-8512 ※この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。

☎代 表 : 098-951-2211

企画総務(保険料率、広報) : 098-951-2246 業 務(給付、保険証、任意継続) : 098-951-2282

保 健(健診、保健指導) : 098-951-2011 レセプト(第三者行為(交通事故等)) : 098-951-2285

受付時間 : 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

## 年金事務所 からののお知らせです。

会社を退職（失業）された方へ

# 国民年金への変更手続きはお済ですか？

### 国民年金の届出が必要です！

- 20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職（失業）されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。

※勤務先を退職（失業）された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。

※退職（失業）して社員・公務員など厚生年金保険の被保険者である配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務先への届出が必要です。

【手続きについて】お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

【手続きに必要なもの】年金手帳など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類。

【保険料額】国民年金の保険料は毎年度変わります。平成29年度の月額保険料は16,490円です。

### 国民年金保険料の免除制度があります！

- 保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料が全額または一部（4分の1、半額、4分の3）の保険料が免除になる制度があります。

#### メリット1

**退職（失業）の場合は、退職（失業）された方の前年の所得をゼロとして審査されます！**

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）時の免除申請は、退職（失業）された方の所得をゼロとして審査されます。

#### メリット2

**免除の割合に応じて、一定の年金額が保証されます！**

例えば、全額免除になった期間の年金額への算定額は、保険料を全額納めた場合と比較して、2分の1と計算されます。

#### メリット3

**万が一の際にも保障を確保！**

病気や事故で傷害が残ったときの傷害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金も確保されます。

#### 【申請について】

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所へ提出してください（事務センターは郵送のみ）。

申請が遅れても最大2年1カ月前までの免除申請をすることができます。ただし、申請が遅れると万が一の際に障害年金などを受け取れない場合や退職（失業）時の免除審査の特例[退職（失業）された方の所得をゼロとして審査]が受けられない場合があります。申請書はすみやかに提出してください。

#### 【申請に必要なもの】

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書（申請書は手続き先の窓口、日本年金機構ホームページにあります）
- ②年金手帳など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類
- ③雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

### 免除された保険料をあとから納めることはできますか？

免除された保険料は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。免除期間がある場合には、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納した場合は全額納付として算定されますので、追納をお勧めします。

- ・老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。
- ・追納を行う場合は、お申し込みが必要です。詳しくは、年金事務所にご相談ください。
- ・免除の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

「免除」や「追納」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索



#### お問い合わせ先

各年金事務所の  
国民年金課  
(自動音声案内2番→2番)

那覇 098-855-1111

浦添 098-877-0343

コザ 098-933-2267

名護 0980-52-2522

平良 0980-72-3650

石垣 0980-82-9211



**一般財団法人 沖縄県社会保険協会** からのお知らせです。

# 宿泊施設優待利用(割引)のご案内!!



会員事業所の皆様へ、宿泊施設などの優待利用(割引)のご案内です。  
ご利用いただける方は、当協会に加入されている事業所の職員とその家族の皆様で、チェックイン時に「施設利用会員証」が必要になります。

宿泊施設等優待利用をご希望の方は、この申込書をFAXまたは電子メールで当協会までお送りください。当協会から「宿泊施設利用会員証」をお送り致します。

ご利用方法等、詳しくは当協会のホームページをご確認下さい。なお、他の割引料金サービス(ホテルパック等)とは併用できません。

施設名	施設利用会員証	施設名	施設利用会員証
<b>船員保険会施設</b> ■全国 4 施設	フロントへ提示	<b>湯快リゾート</b> ■全国 28 施設	フロントへ提示
<b>ホテル法華クラブグループ</b> ■沖縄県内、ホテル法華クラブ那覇新都心/アルモントホテル那覇県庁前	フロントへ提示	<b>ダイワロイヤルホテルズ</b> ■全国 27 施設	フロントへ提示
<b>高輪・品川プリンスホテルグループ</b> ■東京都の 4 施設	提示不要	<b>かんぽの宿</b> ■全国 50 施設	フロントへ提示
<b>プリンスホテル優待プラン</b> ■全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場等	フロントへ提示	※対象施設、予約電話番号等は当協会のホームページに掲載してあります。	

## 施設利用会員証申込書

**FAX:098-861-2682**または  
**E-mail:okisyakyo@ryucom.ne.jp**でお申込み下さい。

(ふりがな) \_\_\_\_\_ (ふりがな) \_\_\_\_\_

※事業所名 \_\_\_\_\_ ※ご担当者名 \_\_\_\_\_

※〒 \_\_\_\_\_

※事業所所在地 \_\_\_\_\_

※TEL \_\_\_\_\_ 事業所記号 \_\_\_\_\_

※印は必ずご記入ください。事業所記号は、「社会保険おきなわ」を郵送した封筒の宛名シールに記載されております。

### 社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険労務士が、社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

3月2日(金)、9日(金)、16日(金)、23日(金)、30日(金)。

4月6日(金)、13日(金)、20日(金)、27日(金)。各午後1時から5時まで。

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 098-861-2681

